

作業環境測定の実施

第1管理区分に区分

作業環境の維持

第2管理区分に区分

施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努める。

第3管理区分に区分

直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにする。

講じた措置の効果を確認するため、化学物質の濃度を測定し、その結果を評価する。

労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずる。

作業環境測定結果の評価の記録、講じた措置及び講じた措置の効果を確認するための濃度測定の評価の結果を、次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知させる。

- ・ 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- ・ 書面を労働者に交付すること。
- ・ 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させる。